○**国税庁告示第七号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第二項第一号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　国税庁長官　迫田　英典

租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第二項第一号ハの規定に基づき、国税庁長官が指定する方法

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十六条の八の二第二項第一号ハに規定する国税庁長官が指定する包装の方法は、輸出酒類販売場（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。）を経営する酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する酒類製造者をいう。）が免税酒類（同令第四十六条の八の二第一項に規定する免税酒類をいう。）を販売する際に、消費税法施行令第十八条第二項第二号ロの規定に基づき、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法（平成二十六年三月国土交通省・経済産業省告示第六号）各号に掲げるいずれかの方法を利用する方法とする。この場合においては、当該方法の要件に加えて、その包装に免税酒類を消費した場合には酒税が徴収される旨を日本語及び外国語により記載し、又は記載された書面を貼り付けるものとする。

○**国税庁告示第八号**

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件（平成二十八年国税庁告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、第二十八号の改正規定は平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　国税庁長官　迫田　英典

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄の二重傍線を付した部分を追加する。

改正後	改正前
二十八　国税通則法第四十八条第二項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十条の三の四第四項（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する申請に係る書面	二十八　国税通則法第四十八条第二項（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十条の三の四第四項（同法第四十一条の十九の五第十三項において準用する場合を含む。）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第十一条第四項において準用する場合を含む。）に規定する申請に係る書面
四十九　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第四項の規定により提出する書面	四十九　国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第三項の規定により提出する書面
六十六　租税特別措置法第七十条の七第三項第十二号の規定により提出する届出書	六十六　租税特別措置法第七十条の七第四項第十二号の規定により提出する届出書
七十三の二　租税特別措置法施行規則第十四条第八項の規定により提出する申請書	
七十三の三　租税特別措置法施行規則第十四条の二第二項の規定により提出する申請書	
七十三の四　租税特別措置法施行規則第十八条の四第三項の規定により提出する申請書	
七十三の五　租税特別措置法施行規則第十八条の五第七項の規定により提出する申請書	
七十三の六　租税特別措置法施行規則第十八条の六第三項の規定により提出する申請書	
七十三の七　租税特別措置法施行規則第十八条の二十五第四項の規定により提出する申請書	

○**厚生労働省告示第百六十七号**

所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百十四号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の四第二項第一号及び第三項並びに第二十八条の十第二項第一号及び第三項の規定に基づき、租税特別措置法第十二条の二第一項及び第四十五条の二第一項の規定の適用を受ける機械及び装置並びに器具及び備品を指定する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表1の項、2の項及び3の項を次のように改める。

1	
主にがんの検査、治療、療養のために用いられる機械等のうち次に掲げるもの	
一	核医学診断用検出器回転型ＳＰＥＣＴ装置
二	核医学診断用リング型ＳＰＥＣＴ装置
三	核医学診断用ポジトロンＣＴ装置
四	骨放射線吸収測定装置
五	骨放射線吸収測定装置用放射線源
六	ＲＩ動態機能検査装置
七	放射性医薬品合成設備
八	核医学診断用直線型スキャナ
九	核医学装置用手持型検出器
十	甲状腺摂取率測定用核医学装置
十一	核医学装置ワークステーション
十二	Ｘ線ＣＴ組合せ型ポジトロンＣＴ装置
十三	ポジトロンＣＴ組合せ型ＳＰＥＣＴ装置
十四	診断用核医学装置及び関連装置吸収補正向け密封線源
十五	肺換気機能検査用テクネガス発生装置
十六	Ｘ線ＣＴ組合せ型ＳＰＥＣＴ装置
十七	超電導磁石式乳房用ＭＲ装置
十八	超電導磁石式全身用ＭＲ装置
十九	超電導磁石式頭部・四肢用ＭＲ装置
二十	超電導磁石式循環器用ＭＲ装置
二十一	永久磁石式頭部・四肢用ＭＲ装置
二十二	永久磁石式全身用ＭＲ装置
二十三	永久磁石式乳房用ＭＲ装置
二十四	永久磁石式循環器用ＭＲ装置
二十五	ＭＲ装置用高周波コイル
二十六	ＭＲ装置ワークステーション
二十七	移動型超音波画像診断装置
二十八	汎用超音波画像診断装置
二十九	超音波装置用コンピュータ
三十	超音波装置オペレータ用コンソール
三十一	超音波頭部用画像診断装置
三十二	産婦人科用超音波画像診断装置
三十三	乳房用超音波画像診断装置
三十四	循環器用超音波画像診断装置
三十五	膀胱（ぼうこう）用超音波画像診断装置
三十六	眼科用超音波画像診断装置
三十七	超音波式角膜厚さ計